

○三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）

平成12年 3月24日 三重県条例第 2号  
 平成24年12月28日 三重県条例第69号  
 平成30年12月21日 三重県条例第80号  
 令和元年10月25日 三重県条例第16号

三重県の事務処理の特例に関する条例をここに公布します。

三重県の事務処理の特例に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市町が処理することとするについて定めることを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例九三号〕

（市町が処理することとする事務の範囲等）

第二条 すべての市町が処理することとする事務は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、別表第二の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

一部改正〔平成一七年条例九三号〕

別表第一（第二条関係）

（略）

別表第二（第二条関係）【関係部分のみ】

二十九の二 三重県屋外広告物条例（昭和三十九年三重県条例第四十五号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 条例第三条第一項の規定による区域等の指定及び同条第二項の規定による告示 ロ 条例第四条第一項第五号の規定による区域の指定及び同条第二項の規定による告示 ハ 条例第八条第一項の規定による屋外広告物沿道景観地区の指定及び同条第三項の規定による告示 ニ 条例第八条の二（第四項を除く。）の規定による屋外広告物沿道景観地区基本方針の策定等 ホ 条例第九条の規定による広告物及び広告物を掲出する物件に関する協定の認定等	松阪市及び桑名市
三十 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 条例第五条第一項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 ロ 条例第六条第四項及び第五項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 ハ 条例第六条第六項の規定による届出の受理 ニ 条例第八条の四の規定による指導、助言及び勧告 ホ 条例第十条第一項の規定による条件の付与 ヘ 条例第十条第三項の規定による許可 ト 条例第十一条の規定による報告の受理 チ 条例第十二条第一項の規定による広告物及び掲出物件の変更及び改造の許可 リ 条例第十二条第二項の規定による条件の付与 ヌ 条例第十七条の規定による許可の取消し	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、大台町及び大紀町

<ul style="list-style-type: none"> <li>ル 条例第十九条第一項の規定による必要な措置の命令</li> <li>ヲ 条例第十九条第二項の規定による必要な措置の実施</li> <li>ワ 条例第十九条第三項の規定による代執行及び費用の徴収</li> <li>カ 条例第十九条第四項の規定による広告物又は掲出物件の除却</li> <li>ヨ 条例第十九条の二第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管</li> <li>タ 条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示</li> <li>レ 条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等</li> <li>ソ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄</li> <li>ツ 条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査</li> <li>ネ 条例第二十二条の規定による届出の受理</li> <li>ナ 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告</li> <li>ラ 条例第二十七条の五第二項の規定による指導及び助言</li> <li>ム 条例第二十七条の六第一項の規定による勧告</li> <li>ウ 条例第二十七条の六第二項の規定による勧告</li> <li>キ 条例第二十七条の六第三項の規定による公表</li> <li>ノ 条例第二十七条の六第四項の規定による意見を述べる機会の付与</li> </ul>	
<p>三十一 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 条例第十九条第四項の規定による広告物又は掲出物件の除却</li> <li>ロ 条例第十九条の二第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管</li> <li>ハ 条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示</li> <li>ニ 条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等</li> <li>ホ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄</li> <li>ヘ 条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査（イに係るものに限る。）</li> </ul>	<p>各市（津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く。）、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町</p>